資料４

石綿健康被害救済制度における肺がんの医学的判定に関する考え方について

１　石綿が原因であると見なす考え方

肺がんの原因は石綿以外にも喫煙等様々なものがあるが、救済制度では、一定程度の医学的所見が認められれば、対象者２人のうち１人は石綿を原因と見なしてもよいこととして、肺がん発症リスク２倍以上の医学的所見が認められた場合を救済対象とする。

２　肺がんの判定基準(現行)に係る医学的知見

	医学的知見	現行の判定基準
肺内石綿小体数	＜乾燥肺１g 当たりの石綿小体数＞ ・5,000 ～ 15,000 本　⇒　発症リスク２倍 ＜気管支肺胞洗浄液(ＢＡＬＦ)１㎖ 当たりの石綿小体数＞ ・５ ～ 15 本　⇒　発症リスク２倍 （ヘルシンキ・クライテリア(1997)）	＜乾燥肺１g 当たりの石綿小体数＞ ・5,000 本以上 ＜ＢＡＬＦ１㎖ 当たりの石綿小体数＞ ・５本以上 **いずれも最小値を採用**
画像所見	＜胸部Ｘ線検査の所見＞ ・胸膜プラーク所見のみ　⇒　発症リスク 1.4 倍 ・胸膜プラーク及び肺線維化　⇒　発症リスク 2.3 倍 （Hillerdal ら(1994)）	＜胸部Ｘ線・ＣＴ検査の所見＞ ・胸膜プラーク及び肺線維化 **ＣＴ検査の所見も採用** ※Ｘ線検査で所見が認められない場合でも、ＣＴ検査で所見が認められた場合は、救済対象としている。

出典：平成１８年「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方」報告書
「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（指定疾病の追加）について」（平成 22 年 6 月 10 日環保企発第 100610001 号）